

平成30年度 当初予算 編成方針

平成29年9月26日

1 予算編成にあたって

内閣府が9月に発表した4月から6月期の国内総生産改定値は、実質GDPで前期比0.6%の増、6四半期連続のプラス成長となった。

また、9月の月例経済報告によると、基調判断は「景気は、緩やかな回復基調が続いている」との見方を維持しながらも、景気の先行きについては、「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」とする一方で、「海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としている。

政府は、6月9日に「経済財政運営と改革の基本方針2017」を閣議決定し、その中で、経済・財政一体改革を着実に推進し、引き続き、経済再生と財政健全化の双方の実現を目指すとしている。

また、7月20日に閣議了解された「平成30年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととし、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

地方財政については、「経済・財政再生計画」において、地方の一般財源の総額について、「平成30年度まで平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。しかし、①交付税特別会計の剰余金が枯渇することに加え、平成28年度決算において国税収入が見積もりを下回ったことで平成30年度以降で減額精算が必要となっていることにより地方交付税原資の減少が見込まれること、②経済財政諮問会議において地方自治体の基金残高の増加を問題視する議論が交わされていること、③平成31年度以降の一般財源総額の確保が不透明であることなどから、依然として予断を許さない状況となっている。

8月末に概算要求が締め切られ、国の予算編成が本格化しているが、地方財政へ与える影響について、情報収集に努め十分留意する必要がある。

2 平成30年度予算編成の基本方針

平成30年度は、「第二次上田市総合計画」の3年目となり、目指すべき将来都市像として掲げた「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健(康)幸(福)都市」＝「市民が明るく健康で暮らせるまち、市民の力強い活動と若者が集まるまち、市民一人ひとりがライフスタイル

にあった幸福を感じ、健康に暮らせる、人と人がつながるまち」を実現するため、各種の施策を着実に推進する予算編成を行う。

加えて、社会経済情勢の変化に的確に対応し、安定した市民生活に直結する事業の推進を図るとともに、まちにしごとをつくり、ひとをまちに呼び込む地方創生に資する施策にも積極的に取り組むこととする。

一方、ますます多様化、高度化する行財政需要に的確に対応していくためには、限られた財源をより効率的・効果的に配分し、施策の着実な推進と健全財政の両立を図る必要がある。

上田市の財政状況は、今年度については、市税収入は当初予算での見込みどおり確保できる見込みであるものの、一般財源総額では平成28年度に大幅に減額となったところから回復するには至らず、前年度からの繰越金が減少した影響で、平成28年度よりも更に一般財源が減額となる見込みである。

今後の財政見通しは、新市建設計画実現のための事業や集中的に取り組んできた耐震化事業に伴い発行した起債の償還等により、公債費負担が、高い水準で推移する見込みである。さらに、普通交付税合併算定替の段階的縮減が平成33年度まで続くことから、政策的経費(二次経費)に充当できる一般財源の減少は避けられない状況となっている。

こうしたことから、平成29年度に引き続き、**シーリング方式により、経常的経費(一次経費)を削減し、政策的経費に充当できる一般財源を確保することとする。**政策的経費についても、予算要求に当たっては、選択と集中の視点に立ち、各事業の必要性、適正規模について、十分な精査を行うこととする。

また、今後の国の予算編成過程で明らかになってくる制度改正や森林吸収源対策税制等の税制改正、平成31年10月の消費税引き上げの影響、地方財政計画の動向等に加え、長野県が策定中の新たな総合5か年計画(平成30年度～34年度)に盛り込まれる施策の方向性についても注視し、平成30年度予算に的確に反映していくものとする。

なお、平成30年3月に市議会議員選挙及び市長選挙が行われることから、平成30年度当初予算は、原則として経常的経費や継続事業に係わる経費などを中心とした「**骨格予算**」として編成する。ただし、各課からの予算要求は、昨年と同様、通年分の予算要求とする。予算を提案する市議会定例会が、昨年よりも前倒しの開会となることを前提とした厳しい編成日程であることに留意し、予算要求書類の提出期限を厳守する等、計画的、効率的な編成作業に全庁で取り組むものとする。

(1) 予算の重点化の徹底

「第二次上田市総合計画」に掲げる将来像を具体化するための施策展開を念頭に、平成30年度**実施計画掲載事業**については、その実施に向け財源の優先的な配分を行うとともに、まちづくり計画において、特に重点的に取り組む3つの視点を、「**重点プロジェクト**」(市民協働推進、人口減少対策、健幸づくり)として設定しているこ

とも考慮する。

また、「住みたい、住み続けたいと思う上田市」を目指し、4つの戦略(上田で働きたい戦略、結婚・子育てしたい戦略、訪れたい・住みたいうえだ戦略、ひと・地域の輝き戦略)で構成されている「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が平成31年度に最終年度を迎えることを見据え、総合戦略に登載された事業を着実に推進する。

さらに、大河ドラマ「真田丸」によって格段に向上した知名度を生かして、あらゆる地域産業の競争力を強化するとともに、「信州上田」の更なるイメージアップとブランドの確立に向けて、地域の様々な魅力を総合的に発信し、最終的には、交流人口、移住・定住人口の増加につながるよう、市民、地域、企業、行政の協働のもと、上田市の価値を更に高める施策にも重点的に取り組む。

これらのことから、実施計画掲載事業のほか、市政の重要課題として次に掲げる10の分野を「重点分野」として設定し、これを具体化する事業に重点的な財源配分を行うものとする。

【 重点10分野 】

- 安全・安心のまちづくり(庁舎改修・改築、公共施設の耐震化など)
- 「上田ブランド」を生かした地方創生の推進
(創業者支援、新産業創出、6次産業化、交流・定住、シティプロモーションの推進など)
- 魅力ある地域づくりの推進(地域内分権の推進など)
- 子ども・子育て支援、未来を担う子どもたちの教育環境等の整備
- 健康・福祉の増進(地域医療の充実、健康幸せづくりプロジェクトなど)
- 循環型社会の形成(資源循環型施設建設に向けた取組、再資源化・ごみ減量化など)
- 文化創造都市づくり
- 文化とスポーツの融合
(「世界の普平高原」に向けた取組、国際交流の推進など)
- 学園都市づくり
- 自然環境の保全(自然エネルギーの利用、水・森林の保全など)

(2) 行財政改革の更なる推進と将来を見据えた持続可能な財政構造の確立

平成27年度に策定された「第三次上田市行財政改革大綱」に基づき、行財政改革に資する取組を推進する。

① 将来負担の軽減に向けた取組

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、平成19年度～28年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回り、健全

財政を維持している。しかしながら、今後、起債の償還額は、高い水準で推移することが見込まれるため、起債事業はこれまで以上に事業内容・事業費の精査を徹底して行うとともに、特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

② 公共施設マネジメント基本方針に沿った施設の更新、維持管理

平成28年3月に策定された「上田市公共施設マネジメント基本方針」に基づき、公共施設のあり方を見直し総量の縮減を目指すとともに、既存施設を時代の変化に対応させつつ適切に維持管理することで最大限に活用し、必要なサービスの提供を将来にわたり継続することに努める。

公共施設5原則及びインフラ3原則に沿って予算要求することに加え、施設類型ごとの基本方針についても留意する。

③ 歳入の確保

- (ア) 国、県はじめ外郭団体などの補助制度を最大限活用し、可能な限り特定財源の確保に努める。なお、国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は、原則として行わないこととする。国、県の制度改正等の情報収集に努め、予算編成後に財源不足が生じることのないよう留意する。
- (イ) 負担金、使用料及び手数料等については、受益者負担の適正化の観点から減免等の運用の見直しを積極的に行い、収入の確保を図る。また、指定管理者の収入となる利用料金についても、適正化に向けて指定管理者と協議を行い、指定管理料の低減に向けた取り組みを進める。
- (ウ) 市税等の収納について、目標数値達成の取組を強化するほか、遊休財産はこれを処分し、収入の確保を図る。
- (エ) 充当可能基金がある場合には、積極的に基金の活用を努める。

④ 合併算定替終了による交付税縮減に伴う既存事業の見直し及びポスト合併特例債へ向けた計画的な運営

- (ア) 平成28年度から合併算定替の段階的縮減が始まっており、平成33年度までの総額で約8億円の普通交付税が減少すると見込まれる。これは、一時的ではなく、恒久的な減少であり、これまで経常的経費に充当されていた一般財源が減少することから、既存事業の縮小は避けられない。すでに目的を達成した事業、行政効果の薄い事業などは積極的に廃止、縮小し、経費の節減、合理化を図る。

また、新規事業の実施にあたっては、廃止した事業の財源を振り向ける、ス

クラブ・アンド・ビルドを基本とする。

- (イ) 起債充当率が高い合併特例債については、発行期限が平成32年度に迫る中、平成30年度実施計画において、充当可能額の配分事業を全て決定する予定となっている。

平成30年度以降の普通建設事業の実施にあたっては、合併特例債から通常の事業債への切り替えを進める必要があり、起債の充当残に充てる一般財源の確保が重要な課題となってくる。このため、将来の事業実施を見据えた財源確保を念頭に置いて予算編成を行うこととする。

⑤ 市有財産等の有効活用の促進

用途廃止された未利用財産(土地・建物)については、固定資産台帳の活用により総量の把握に努め、民間事業者とも連携し、処分、利活用を促進する。